

岩見沢商工会議所だより

'19.10

No.452

発行所／岩見沢商工会議所
 岩見沢市1条西1丁目
 TEL22-3445 FAX22-3441
 URL <http://www.iwamizawacci.or.jp/>
 e-mail info@iwamizawacci.or.jp

任期満了に伴う岩見沢商工会議所議員改選について、二号議員・三号議員の選任に続き、選挙により選ばれる一号議員について、九月九日から十三日まで立候補を受け付け、二十日までの辞退の届出期間が終了したため、二十四日に選挙委員会を開催しました。選挙委員会では、立候補者数が定数(三十一名)と同数だったことから、無投票によって立候補者を当選者と決定し、一号議員三十一名を九月二十四日に告示致しました。今回決定した一号議員は次のとおりです。

なお、会頭を始めとする役員は令和元年十一月一日開催予定の臨時議員総会で決定されます。

第二十九期
岩見沢商工会議所
一号議員
決定

第29期 1号議員(31名)

会社名	事業所所在地
株式会社 政安土木	稔町71番地94
空知印刷 株式会社	2条東2丁目2番地5
空知石炭 株式会社	4条西15丁目8番地
株式会社 高橋工務店	4条東11丁目4番地2
株式会社 ライフネット	4条東14丁目1番地
日の出交通 株式会社	大和2条9丁目19番地5
社会福祉法人 岩見沢福祉会	北2条西12丁目
行政書士内田総合法律事務所	3条東17丁目3番地1
株式会社 フラワーショップ虹花	7条西7丁目25番地
共進工業 株式会社	4条東12丁目
岩見沢液化ガス 株式会社	3条東14丁目9番地
株式会社 組合印刷	上幌向町559番地4
株式会社 A S K	2条西5丁目8番地1
株式会社 鈴木造園	栄町7丁目46番地
津島工業 株式会社	1条東6丁目1番地
武蔵商事 株式会社	1条西1丁目9番地
株式会社 本山測量設計	7条東5丁目5番地
有限会社 コロナ	2条西3丁目4番地
栄建設 株式会社	岡山町18-9
株式会社 文明堂	9条西1丁目1番地
株式会社 コンドウ生コンクリート	上幌向町564番地2
ランドシステム 株式会社	4条西5丁目1番地1
株式会社 西方建設	志文町995番地19
有限会社 アート	南町90番地
株式会社 サン研ライフサービス	岡山町129番地26
株式会社 まつむら	上幌向南1条5丁目698番地
有限会社 スギモト	1条西2丁目7番地2
北燃商事 株式会社	8条東1丁目3番地
アクサ生命保険 株式会社 岩見沢営業所	1条西1丁目16番地 商工会議所会館3F
株式会社 大和商会	6条東3丁目1番地1
東光電機工業 株式会社	3条東14丁目2

(届出順)

第三十七回 いわみざわ百餅祭り 今年も盛会に終了!

九月十四日(土)から十六日(月・祝)の三日間、五穀豊穡、健康長寿、商売繁盛などを祈願する「第三十七回いわみざわ百餅祭り」が開催されました。

今年、四月より企画を進め、七月十一日(木)には百餅祭り事業の一環として百餅麦酒祭を開催し、多くの市民の皆様にご協力により祭りを支えていただき、本祭も大いに盛り上がりました。

今年、四月より企画を進め、七月十一日(木)には百餅祭り事業の一環として百餅麦酒祭を開催し、多くの市民の皆様にご協力により祭りを支えていただき、本祭も大いに盛り上がりました。



メインイベントの大臼餅つきでは、直径二・二mの大臼を使い、百餅若衆と来場者が協力して二百キロの杵で六十キロの餅をヨイトマケ方式で豪快につき上げます。杵を下ろすたびに「餅のしぶき」が飛び散る光景に歓声が上がっていました。つき上がった餅は、お汁粉にして来場者に振る舞われ、お汁粉配付所には毎回長蛇の列ができるほどの、大盛況ぶりでした。

また、十五日と十六日には駅東市民広場公園で開催された「いわみざわ情熱フェスティバル」にて、農産物の販売等が行われ、中心街と駅周辺が一体となって盛り上がりを見せました。

百餅祭りは岩見沢のお祭りの一つとして、道内はもとより全国的にも有名になりました。この集客力を岩見沢の経済の発展につなげるとともに、



今後より魅力のある「いわみざわ百餅祭り」となるよう努力して参ります。

お礼

「百餅麦酒祭」並びに「百餅祭り」に対して多くの市民の皆様からご支援・ご協力を賜り、今年も百餅祭りが無事盛会裡に終了いたしましたことを、実行委員会と致しまして感謝とお礼を申し上げます。

第六十一回 岩見沢商工会議所 永年勤続 優良従業員 表彰式のお知らせ

先月の会議所だより(九月号)でご案内しました永年勤続優良従業員表彰式を十一月十五日(金)十八時から北海道グリーンランド ホテルサンプラザに於いて開催します。被表彰該当の方がおり、申請を済まされていない企業がございます。先月の会議所だより(九月号)に同封の申請用紙又は当所ホームページに掲載しています申請用紙に必要事項を記入し、負担金を添えて十月十五日(火)までにお申し込み下さい。

なお、期間終了後の受付は致しませんので期間厳守をお願い致します。

■受付期間

九月十日(火)

～十月十五日(火)

■申込・問合せ先

岩見沢商工会議所 運営課
電話 二二―三四四五

第五十四回

東北・北海道
商工会議所連絡会議

九月三日、道内及び東北六県の六十九商工会議所の会頭等二百三十九名が出席し、福島県福島市で開催されました。当所からは松浦会頭をはじめ六名が出席しました。

当日は、東北六県商工会議所連合会の鎌田会長、北海道商工会議所連合会の岩田会頭、開催地福島県商工会議所連合会の渡邊会頭からの挨拶に続き、久貝日本商工会議所常務理事、相楽東北経済産業局長、井出福島県副知事から祝辞がありました。

また、東北・北海道両地域を代表して古川、遠軽、天童、苦小牧の各商工会議所の会頭から地域での取り組みについて発表されたあと、連絡会議の宣言が採択されました。

《宣言内容》

【経済好循環の原動力である中小企業の活力強化】

- 一、景気回復を実感できる切れ目のない経済対策の実施
- 一、地域中小企業の生産性向上、創業・経営革新、円滑な事業継承に向けた伴走型支援の強化
- 一、両地域でつくられる製品・サービスの国内外向け販路拡大・開拓支援の強化

一、中小企業の人材確保・育成や健康経営の推進に対する支援、先進技術を用いた労働力不足への対応強化

【地方創生推進に向けた活動基盤の強化】

- 一、両地域の地域資源・特性を活かした観光産業の振興・成長産業の育成
 - 一、イン・アウト双方での交流人口拡大及び両地域の連携による立体観光の推進
 - 一、両地域の発展・災害に強い国土強靱化に資する高規格幹線道路をはじめとする社会資本整備の推進、行政と連携したBCP計画策定の推進
 - 一、北海道新幹線「新函館北斗・札幌」間の早期建設促進
 - 一、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピックを活用した連携による地域経済活性化の推進
- 【東日本大震災からの本格復興と福島再生に向けた継続的な支援】
- 一、二〇二〇年度以降の確実な復興予算確保と特例的な財政支援の継続
 - 一、風評被害払拭・風化防止に向けた情報発信と日本産食品等の輸入規制撤廃
 - 一、原子力災害の速やかな収束、安全・安心の確保と被災地域の早期再生の実現

令和元年度 第一回

中小企業委員会開催

九月九日開催された委員会では、今後の活動方針について、制度説明や意見交換を行い、左記の三つのテーマに決まりました。

①魅力的な労働環境づくりの推進

●社員が安心して働けるためのリスク対策として事業継続計画「BCP」の浸透

中小・小規模事業者が防災減災の事前対策に取り組む「事業継続力強化計画」を作成して、経済産業大臣から認定を受ける制度を紹介しました。

計画には、企業の災害へのリスク認識や被害想定が必要なことから、ハザードマップの確認が重要となります。また、委員からは、「計画作成が目的ではなく、実効性がなければならぬ。そのためにもそれぞれの企業の実態にあったものをつくっていくことが必要である」といった意見がありました。岩見沢市でも集中豪雨による被害があったばかりですが、企業への制度周知や個々の実態に合わせた計画策定の支援が行なわれています。

●健康経営推進による人材の

定着

中小企業における「健康経営」の認知度向上と健康経営の実践を促すため、北海道商工会議所連合会が実施する

「健康企業宣言運動」や協会けんぽが実施する「健康事業所宣言」の推進、腕時計型端末「Fitbit」貸与事業を継続していくこととしました。また、会議では、健康経営優良法人認定制度の認定基準、昨年からの変更点などを説明しました。

②人手不足対応・消費税軽減税率対応に向けたIT導入の支援

●消費税軽減税率・価格転嫁対応

二〇一九年十月から消費税軽減税率制度の導入やキャッシュレス消費者還元事業がよいよが始まります。軽減税率制度の導入による消費税の経理処理、確定申告に向けたセミナーを実施します。(次頁)決算申告時に慌てない為にもぜひ参加をお願いします。

一方のキャッシュレス消費者還元事業では、九月五日現在で一三八店舗の事業者がキャッシュレス消費者還元事業者に登録しています。当所では、キャッシュレス決済対応状況調査を会員向けに実施し

ており、結果を踏まえてキャッシュレス決済の導入や支援方法などを検討していきます。

●サイバーセキュリティ対策の推進

ICTの急速な普及により、企業におけるセキュリティ対策が求められています。委員会では、中小企業が自ら情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度「SECURITY ACTION」を紹介し、企業防衛のための一助となるよう普及していくこととしました。

③順次施行される働き方改革実施に向けた中小企業への対応

二〇二〇年四月よりいよいよ罰則付き時間外労働の上限規制が中小企業でも開始されることから、企業では36協定の見直しや労働時間の適正な把握などが求められます。当所では、会議所だより九月号に同封させていただいた「働き方改革BOOK」の活用も他、今後も制度に中小企業が対応できるよう、情報発信等を行ってまいります。

報告事項

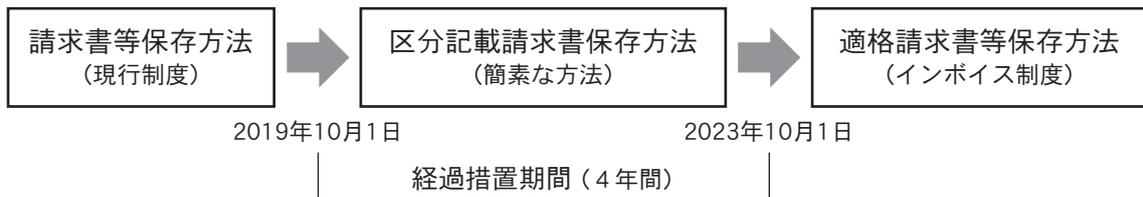
●第六十九回全道商工会議所大会提出議案報告について
●ルート12企業交流会

岩見沢地方中小企業相談所からのお知らせ

岩見沢商工会議所 岩見沢地方中小企業相談所 (岩見沢市1条西1丁目 TEL 22-3445)

軽減税率制度導入に伴い 区分記載請求書等保存方式に変わります

消費税軽減税率制度の導入により、複数税率を管理するための措置として、2019年10月1日～2023年9月30日までは、「区分記載請求書等保存方式」が導入されます。そして、2023年10月1日からは、事業者番号等が追記される「適格請求書等保存方式」(インボイス制度)が導入されます。



■ 区分記載請求書 (2019年10月1日～2023年9月30日)

例

請求書 ②

発行日: 令和元年10月20日

〇〇商会 様 ⑤

① ×××商事

岩見沢市X条△丁目□番地
TEL:0126-00-1234

今回ご請求額 11,960円 ④

日付	品目	区分	税込価格
10/5	食料品	☆	3,240円
	雑貨		1,100円
10/6	食料品	☆	4,320円
	雑貨		3,300円
10%税率対象合計			4,400円
8%税率対象合計			7,560円
合計			11,960円

③

⑦

注) ☆は軽減税率(8%)適用商品 ⑥

- 請求書等に必要とされる記載事項**
- 変更前**
- ① 請求書の発行者の氏名または名称
 - ② 取引年月日
 - ③ 取引の内容
 - ④ 対価の額
 - ⑤ 交付を受ける者の氏名または名称(*)
- +
- 変更後**
- ⑥ 軽減税率の対象品目である旨
 - ⑦ 税率ごとに合計した対価の額
- (*) 小売業、飲食店業、写真業、旅行業、タクシー業、駐車場業など不特定多数の者にサービスを提供する場合は記載不要です。

実務の影響・変更点を分かりやすく解説するセミナーを開催します。

軽減税率制度導入後の会計処理実務 ～決算申告時に慌てない～

日時	令和元年 11月5日 (火) 13:30～15:30
場所	ホテルサンプラザ (岩見沢市4条東1丁目)
講師	税理士 星 叡 氏



1. 消費税の経理のポイント
2. 軽減税率制度の下での税額計算の方法
3. 消費税確定申告の作成手順の変更 等

「日商LBOO調査」
(早期景気観測)

【八月調査結果のポイント】

八月の全産業合計の業況DIは、▲21.0(前月比▲0.8ポイント)。気温の上昇により飲食料品などの夏物商材の需要が拡大し、小売業や卸売業の業況が改善する一方、急激な猛暑の到来や台風などの天候不順に伴う客足減少により、飲食・宿泊業を中心にサービス業の業況が悪化した。加えて、一部の地域からは日韓情勢の影響による観光客の減少を指摘する声も聞かれた。

また、深刻な人手不足や原材料費の高止まり、米中貿易摩擦や世界経済の先行き不透明感が製造業を中心に広く業況の押し下げ要因となっており、中小企業の景況感、足元で弱い動きが続いている。

先行き見通しDIは、▲22.7(今月比▲1.7ポイント)。個人消費の拡大やインバウンドを含む観光需要拡大への期待感がうかがえる。一方、人手不足の影響の深刻化や、原材料費の上昇、コスト増加分の価格転嫁の遅れ、貿易摩擦の激化や世界経済の動向、日韓情勢の行方、消費税引上げの影響などが不透明感が増す

中、中小企業の業況感、慎重な見方が続く。

産業別にみると、今月の業況DIは前月に比べ、卸売業、小売業で改善、その他三業種で悪化となった。各業種から寄せられた特徴的なコメントは以下のとおり。

【建設業】「慢性化している人手不足の解消や働き方改革による残業時間削減への対応のため、ICT建機の導入を進めている。生産性向上に取り組み、さらなる売上増加につなげていきたい。」(一般工事業)、「猛暑が続く中、作業効率よりも現場の作業員の安全確保を優先し、水分補給や休憩の確保など熱中症対策を行ったため、工期を延長せざるを得なくなり、経費が増大した。また、深刻な人手不足から下請業者がなかなか見つからず、受注できない案件も多い。」(管工事業)

【製造業】「一段と厳しくなる米中貿易摩擦の影響により、大手企業からの受注が激減した。しばらくは売上高の前年割れは避けられそうもない。」(電器計測器製造業)、「猛暑による消費者の購買意欲の減退を懸念していたが、お盆の

帰省客を見込んだ受注増があり、売上は改善した。秋の観光シーズンに向けて増産体制を整え、需要の取組みを図りたい。」(食品品製造業)

【卸売業】「猛暑を背景に飲料品を中心に需要が増加し、売上・採算ともに回復した。しかし、日韓関係の悪化により、飲食店等のインバウンド客の減少が続けば今後の売上悪化は避けられず、影響の長期化を懸念している。」(飲食料品卸売業)、「堅調な建設需要を背景に売上は増加しているが、運送コストや人件費・外注費、仕入価格上昇分を販売価格に転嫁できず、採算確保に苦戦している。」(建設資材卸売業)

【小売業】「お盆期間中は広範囲からの客足獲得に成功したほか、消費税引上げを前に、家具などの高単価商品がよく売れ、売上が増加した。」(百貨店)、「気温の上昇によりエアコンの注文が集中し、お盆期間中も設置工事に追われ、消費税引上げ前の駆け込み需要を狙い、量販店など資金力があるところに商品をおさえられてしまう可能性がある。商品品の品薄や品切れの発生を懸念している。」(電化製

品等小売業)

【サービス業】「日韓情勢を背景に韓国からのツアー客が激減しているほか、予約のキャンセルも相次ぎ、売上が大幅に落ち込んだ。台湾など他の国からの客足は堅調だが、来月からは近隣空港の韓国便の運航休止や縮小が決まっており、先行きに対する不安感が拭えない。」(宿泊業)、「急激な猛暑で、昼も夜も客足が鈍い。地域をあげて開催する大規模なお祭りも今年は平日開催だったため、期待したほど売上は伸びなかった。」(飲食業)

業況DI (前年同月比) の推移

	19年3月	4月	5月	6月	7月	8月	先行き見通し 9月~11月
全産業	▲16.9	▲16.7	▲17.1	▲18.3	▲20.2	▲21.0	▲22.7
建設	▲5.8	▲3.9	▲7.7	▲9.5	▲5.6	▲9.5	▲12.2
製造	▲16.6	▲18.3	▲22.3	▲20.0	▲20.5	▲23.1	▲23.5
卸売	▲22.4	▲20.5	▲19.8	▲25.5	▲27.4	▲25.2	▲23.0
小売	▲29.5	▲33.9	▲29.4	▲28.3	▲33.9	▲31.1	▲34.8
サービス	▲11.7	▲7.9	▲6.7	▲10.9	▲14.5	▲15.9	▲18.5

※「先行き見通し」は当月に比べた向こう3カ月の先行き見通しDI

「必ずチェック 最低賃金! 使用者も、労働者も」

北海道最低賃金

最低賃金額 時間額 **861円** 効力発生效年月日 令和元年**10月3日**

- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金は算入されません。
- 最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。
- 特定の産業(「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」)で働く者には北海道の特定(産業別)最低賃金が適用されます。

厚生労働省 北海道労働局 労働基準監督署(支署)

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。)に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されました。

中小企業のための法律講座

同一労働同一賃金?

いわゆる「働き方改革」の目玉のひとつが「同一労働同一賃金」です。

この言葉が独り歩きして、同じ仕事をしているのであれば正社員にも非正規社員（パートタイム労働者や有期雇用労働者）にも同じ賃金を支給しなければならない、といったイメージが先行しているようです。しかし、そのイメージは「当たらずとも遠からず」といったところでしょうか。

同一賃金同一労働というのは、大雑把に言えば、①正社員と非正規社員との間で、職務内容（業務の内容と責任の程度）そのものと、職務内容と配置を変更しうる範囲（業務内容の変更や転勤等）が同じ場合には、正社員だけを優遇するような差別的取扱いをしなくてはならない（均等待遇）ということと、②職務内容そのものや、職務内容・配置の変更

範囲等が異なる場合であっても、その他の事情をも考慮して不合理といえるような待遇差を設けてはならない（均等待遇）ということを行います。

要するに、正社員と非正規社員の間に待遇差（賃金格差等）を設けることが一律に禁止されているわけではなく、あくまで不合理な待遇差が禁止されているわけです。

そこで問題となるのは、待遇差がどのような場合には合理的として許され、あるいは不合理なものとして禁止されるのか、ということなのです。

まず、法律では、待遇差が合理的か否かは、給与の支給額全体が多いか少ないかといったことで判断するのではなく、個々の待遇（基本給、賞与、役職手当、福利厚生、教育訓練など）ごとに、その性質や目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断すべきとされています。

では、具体的にどのような判断するかということになります。この点については厚生労働省が定めた「同一労働同一賃金ガイドライン」に

具体例を含めて考え方が示されています。

例えば、賞与（ボーナス）については、それが会社の業績等への労働者の貢献に依りて支給するものであれば、同一の貢献に対しては同一の、違いがあれば違いに応じた支給を行わなければならないとされており、同じ貢献度合いであるのに正社員にのみボーナスを支給し、非正規社員には支給しないとといった待遇差は不合理とされることとなります。

正社員とパート、バイトなど、異なる契約形態の従業員を雇っている事業者さんは、必ずガイドラインや日本商工会議所が配布している「働き方改革BOOK」を参照してください。

記事協力

弁護士法人小寺・松田法律事務所 岩見沢事務所
電話 二二一三三八〇
弁護士・小野田 充宏
プロフィール

岩見沢東高校、早稲田大学法学部卒業。検事を経て、平成一九年より弁護士。地元企業の新展開の支援に力を注ぐ。

新春会員交流会は令和2年1月10日開催します!

商工会議所で予定されている講習会、相談会、検定日程等の行事をお知らせします!(10月10日現在)なおホームページでは、新情報を随時更新しています。 <http://www.iwamizawacci.or.jp/>

～10月、11月の会議所行事予定～

- | | | | |
|-----------|---------------------|----------|------------------------|
| 10月15日(火) | 会員向け無料労務相談 | 11月1日(金) | 臨時議員総会 |
| 16日(水) | 第7回ルート12企業交流会 | 5日(火) | 「軽減税率制度導入後の会計処理実務」セミナー |
| | 会員向け無料法律相談 | 15日(金) | 第61回永年勤続優良従業員表彰式・祝賀会 |
| 24日(木) | 第153回日商簿記検定試験申込受付締切 | 17日(日) | 第153回日商簿記検定試験 |
| | ※オンライン申込締切は23日(水) | 19日(火) | 会員向け無料労務相談 |
| 27日(日) | 第217回日商珠算検定試験 | 20日(水) | 会員向け無料法律相談 |

『商工会議所福祉制度キャンペーン』実施のお知らせ

ベストウイズクラブでは、「福祉制度キャンペーン」を9/17～11/29に実施いたします。本キャンペーンは、『商工会議所福祉制度』を会員の皆様にご理解いただき、会員事業所の福祉向上にお役立ていただくことを主な目的としています。

『商工会議所福祉制度』は、経営者・役員の皆様の保障や退職金準備他、入院・介護・老後に備えた様々な保障ニーズにお応えするものです。

商工会議所職員とアクサ生命保険株式会社の担当社員がお伺いした際には、是非ご協力いただきますようお願い申し上げます。

※「ベストウイズクラブ」は、商工会議所共済制度・福祉制度の普及・推進を目的とし全国各地の商工会議所およびアクサ生命保険株式会社により運営されている組織です。

岩見沢商工会議所 運営課 TEL 22-3445 / アクサ生命保険(株)岩見沢営業所 TEL 25-4788